

自動車税（種別割）のグリーン化について（令和6年度対象車）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス等の性能に応じて税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を高くする特例措置（いわゆる自動車税（種別割）のグリーン化）を平成14年4月1日から実施しています。

■軽課

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に新車新規登録された次の自動車について、**令和6年度のみ**軽課となります。

対象となる自動車	自動車検査証の表示	軽課の内容
電気自動車(燃料電池自動車を含む)	(燃料の種類欄)「電気」又は「圧縮水素」	税率が 概ね75%低 くなります
天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx10%低減) ※1・2	(燃料の種類欄)「天然ガス(CNG、LNG又はANG)」	
プラグインハイブリッド自動車	(備考欄)「プラグインハイブリッド自動車」	
(ガソリン車・LPG車) ★★★★かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車 (<u>営業用乗用車に限る</u>) ※3	(備考欄)「令和12年度燃費基準120%達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	
(ディーゼル車) 平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(<u>営業用乗用車に限る</u>) ※2	(備考欄)「令和12年度燃費基準達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	
(ガソリン車・LPG車) ★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車 (<u>営業用乗用車に限る</u>) ※3	(備考欄)「令和12年度燃費基準85%達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	税率が 概ね50%低 くなります
(ディーゼル車) 平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(<u>営業用乗用車に限る</u>) ※2	(備考欄)「令和12年度燃費基準80%達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	
(ディーゼル車) 平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	(備考欄)「令和12年度燃費基準75%達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	
(ディーゼル車) 平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(<u>営業用乗用車に限る</u>) ※2	(備考欄)「令和12年度燃費基準70%達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	

※1 型式で判定できない場合は、自動車検査証の燃料の種類欄に「CNG」又は「LNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載されます。

※2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、平成22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいいます。

※3 ★★★★★とは、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを指します。

※ 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとします。

※ 軽課基準の該当については、自動車検査証の表示内容をご確認ください。

■重課

次の自動車については、以下のとおり重課となります。

対象となる自動車	重課の内容
平成25年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車 (新車新規登録から11年を経過したディーゼル車)	税率が 概ね15%高 くなります
平成23年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車)	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

※ バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）は、概ね10%高くなります。

グリーン化に伴う主な自動車の年税額

乗用車（自家用）（令和元年9月30日以前に新車新規登録）（単位：円）

総排気量（リットル）	年税額	15%重課
1. 0以下	29,500	33,900
1. 0超～1. 5以下	34,500	39,600
1. 5超～2. 0以下	39,500	45,400
2. 0超～2. 5以下	45,000	51,700
2. 5超～3. 0以下	51,000	58,600
3. 0超～3. 5以下	58,000	66,700
3. 5超～4. 0以下	66,500	76,400
4. 0超～4. 5以下	76,500	87,900
4. 5超～6. 0以下	88,000	101,200
6. 0超	111,000	127,600

乗用車（自家用）（令和元年10月1日以降に新車新規登録）（単位：円）

総排気量（リットル）	年税額	75%軽課
1. 0以下	25,000	6,500
1. 0超～1. 5以下	30,500	8,000
1. 5超～2. 0以下	36,000	9,000
2. 0超～2. 5以下	43,500	11,000
2. 5超～3. 0以下	50,000	12,500
3. 0超～3. 5以下	57,000	14,500
3. 5超～4. 0以下	65,500	16,500
4. 0超～4. 5以下	75,500	19,000
4. 5超～6. 0以下	87,000	22,000
6. 0超	110,000	27,500

乗用車（営業用）（単位：円）

総排気量（リットル）	年税額	軽課		15%重課
		75%軽課	50%軽課	
1. 0以下	7,500	2,000	4,000	8,600
1. 0超～1. 5以下	8,500	2,500	4,500	9,700
1. 5超～2. 0以下	9,500	2,500	5,000	10,900
2. 0超～2. 5以下	13,800	3,500	7,000	15,800
2. 5超～3. 0以下	15,700	4,000	8,000	18,000
3. 0超～3. 5以下	17,900	4,500	9,000	20,500
3. 5超～4. 0以下	20,500	5,500	10,500	23,500
4. 0超～4. 5以下	23,600	6,000	12,000	27,100
4. 5超～6. 0以下	27,200	7,000	14,000	31,200
6. 0超～	40,700	10,500	20,500	46,800

トラック（自家用）（単位：円）

最大積載量	年税額	75%軽課	10%重課
1 t以下	8,000	2,000	8,800
1 t超～2 t以下	11,500	3,000	12,600
2 t超～3 t以下	16,000	4,000	17,600
3 t超～4 t以下	20,500	5,500	22,500
4 t超～5 t以下	25,500	6,500	28,000

トラック（乗車定員4人以上）（自家用）（単位：円）

最大積載量	総排気量（リットル）	年税額	75%軽課	10%重課
1 t以下	1. 0以下	13,200	3,300	14,500
	1. 0超～1. 5以下	14,300	3,600	15,700
	1. 5超	16,000	4,000	17,600
1 t超 2 t以下	1. 0以下	16,700	4,300	18,300
	1. 0超～1. 5以下	17,800	4,600	19,500
	1. 5超	19,500	5,000	21,400